

		長野市大字中御所字岡田30番地20
共 済 組 合 公 報	第378号	長野県市町村職員共済組合
		電話026(228)5600

目 次

- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について …………… 1
- 資金運用委員会設置規則の制定について …………… 5
- 平成17年度変更事業計画及び予算について …………… 6
- 平成18年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる
平均給料額について …………… 6
- 組合会議員の失職について …………… 7

公告第2号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、平成18年3月2日招集の第129回組合会において議決されたので公告する。

平成18年3月6日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和46年制定）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「年4.26%」を「年3.46%」に、「年3.55%」を「年2.88%」に、「年4.0%」を「年3.2%」に改める。

第14条第4項中「年2.55%」を「年1.88%」に改める。

附則第4項第1号を削り、同項第2号中「年3.25%以下である場合」を「年3.2%を下回っている場合」に、「在宅介護対応住宅貸付」を「第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「年2.30%」を「年2.3%」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

附則第5項中「次の各号に掲げる財政融資資金利率の区分に応じ、該当財政融資資金利率の改定日等から当該各号に定める利率とする。

(1) 財政融資資金利率が年3.25%を超え年3.75%以下である場合 年2.13%

(2) 財政融資資金利率が年3.25%以下である場合 年1.72%」

を「当該財政融資資金利率の改定日等から次に定める利率とする。

財政融資資金利率が年3.2%を下回っている場合 年1.72%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公告の日から施行し、平成17年11月10日から適用する。

(利息等に関する経過措置)

2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第7条第1項及び第14条第4項の規定の適用については、第7条第1項中「年3.46%」とあるのは「年3.46% (平成17年度にあつては年2.26%、平成18年度にあつては年2.56%、平成19年度にあつては年2.86%、平成20年度にあつては年3.26%)」と、「年2.88%」とあるのは「年2.88% (平成17年度にあつては年1.88%、平成18年度にあつては年2.13%、平成19年度にあつては年2.38%、平成20年度にあつては年2.72%)」と、「年3.2%」とあるのは「年3.2% (平成17年度にあつては年2.0%、平成18年度にあつては年2.3%、平成19年度にあつては年2.6%、平成20年度にあつては年3.0%)」と、第14条第4項中「年1.88%」とあるのは「年1.88% (平成17年度から平成20年度までにあつては年1.72%)」とする。

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合 年3.26% (災害貸付にあつては年2.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額 (以下「在宅介護対応住宅貸付」という。) にあつては年3.0%)

(2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合 年2.76% (災害貸付にあつては年2.3%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.5%)

(3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26% (災害貸付にあ

っては年1.88%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.0%)」

とあるのは、

「財政融資資金利率が年2.3%を下回っている場合 年2.26% (災害貸付にあつては年1.88%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年2.0%)」

とする。

4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合 年3.26% (災害貸付にあつては年2.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額 (以下「在宅介護対応住宅貸付」という。)にあつては年3.0%)

(2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合 年2.76% (災害貸付にあつては年2.3%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.5%)

(3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26% (災害貸付にあつては年1.88%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.0%)」

とあるのは、

「(1) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.6%を下回っている場合 年2.76% (災害貸付にあつては年2.3%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額 (以下「在宅介護対応住宅貸付」という。)にあつては年2.5%)

(2) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26% (災害貸付にあつては年1.88%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.0%)」

とする。

5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、同項中

「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.2%を下回っている場合 年3.26% (災害貸付にあつては年2.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応

住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年3.0%

- (2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合 年2.76%（災害貸付にあつては年2.3%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.5%）
- (3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%（災害貸付にあつては年1.88%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.0%）」

とあるのは、

- 「(1) 財政融資資金利率が年2.75%を超え年3.0%を下回っている場合 年3.26%（災害貸付にあつては年2.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては年3.0%）
- (2) 財政融資資金利率が年2.25%を超え年2.75%以下である場合 年2.76%（災害貸付にあつては年2.3%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.5%）
- (3) 財政融資資金利率が年2.25%以下である場合 年2.26%（災害貸付にあつては年1.88%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.0%）」

とする。

- 6 改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第4項の規定は、平成17年11月10日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 7 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年3.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第

- 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 8 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 9 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 10 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条（即時償還）第1項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

公告第3号

資金運用委員会設置規則の制定について

資金運用委員会設置規則を次のとおり制定することについては、平成18年3月2日招集の第129回組合会において議決されたので公告する。

平成18年3月6日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

資金運用委員会設置規則

(目的)

第1条 業務上の余裕金の安全かつ効率的な運用を図るため、長野県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）に資金運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 資金運用基本方針案の策定
- (2) 半期ポートフォリオの策定
- (3) その他資金運用に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから理事長が委嘱する。

- (1) 理事 2名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 事務局職員 2名

(アドバイザー)

第4条 必要に応じ委員会に、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は委員が互選する。

2 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経理課において処理するものとする。

(費用)

第8条 委員会の開催に要する費用については、組合が組合の規程に基づき負担する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成18年3月2日から適用する。

公告第4号

平成17年度変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成17年度変更事業計画及び予算については、平成18年3月2日招集の第129回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成18年3月6日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

公告第5号

平成18年度における任意継続掛金の標準となる額の算定の
基礎となる平均給料額について

長野県市町村職員共済組合の平成18年度における地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第48条第3項第2号の規定による額は、327,000円である。

平成18年3月6日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

公告第6号

組合会議員の失職について

本組合の組合議員であった次の者は、平成18年3月5日付けで上田市長を退職したことに伴い、地方公務員等共済組合法第9条第6項の規定により、平成18年3月6日付けで組

合会議員の職を失ったので公告する。

平成18年3月6日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

氏名	所属所職名	事由
母袋創一	上田市市長	平成18年3月5日退職